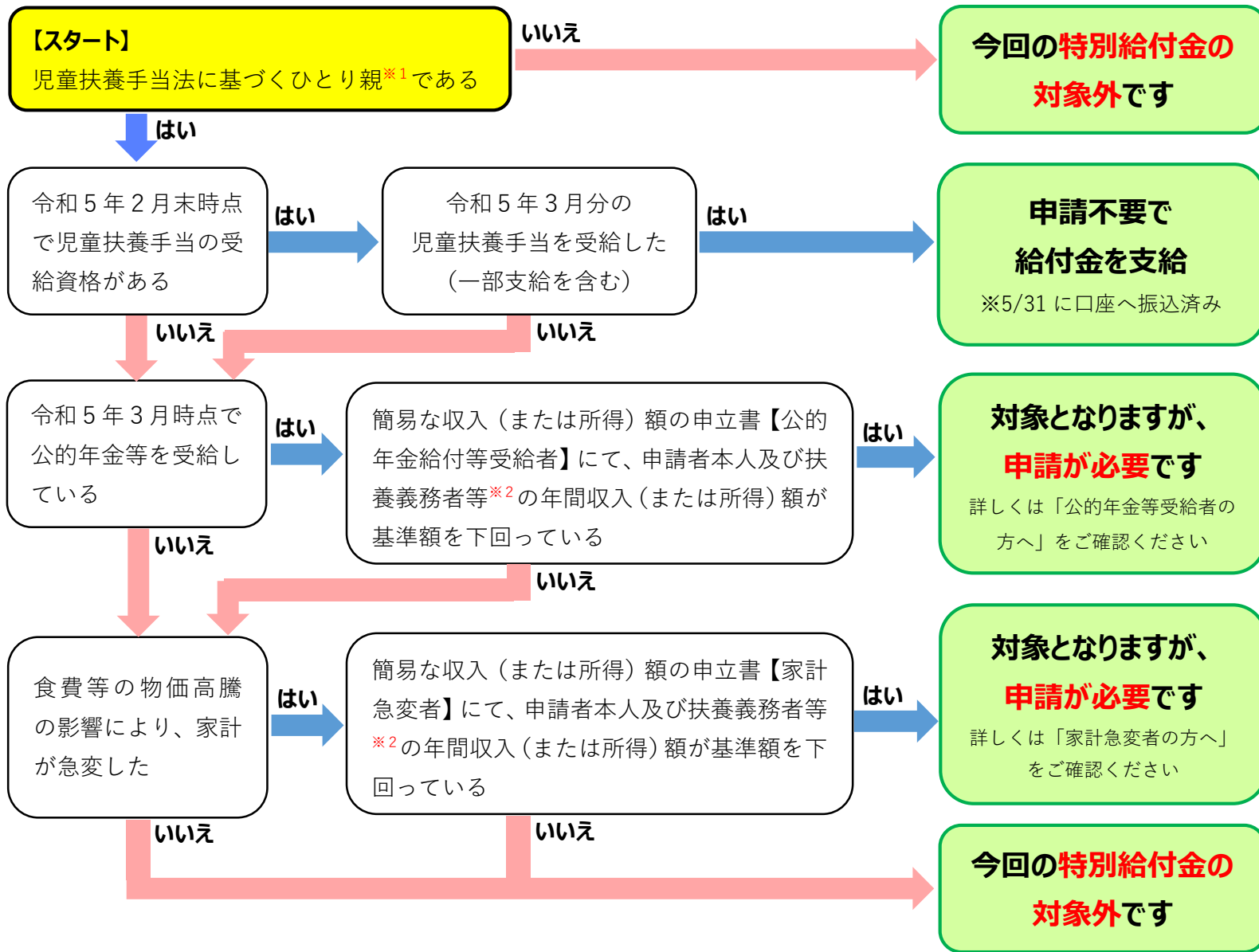


令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給判定フロー図



※1 日本国内に住所があり、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）を監護している父または母、もしくは当該児童を養育する養育者

- イ. 父母が婚姻を解消した児童
- ロ. 父または母が死亡した児童
- ハ. 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ニ. 父または母の生死が明らかでない児童
- ホ. 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ヘ. 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
- ト. 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- チ. 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※2 扶養義務者等とは次のとおりです

- ①扶養義務者…申請者と生計を同じくしている（または申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している）申請者の父母、祖父母、孫等の直系血族
- ②申請者の配偶者…申請者が養育者の場合や配偶者の障害により「児童扶養手当法に基づくひとり親」となる場合、該当